

岩手県野球協会登録料等基準

- 1 岩手県野球協会（以下「協会」という。）規約第5条及び第6条の規定による登録料等の基準については、次による。
- 2 郡市野球協会の年間会費は、30,000円とする。
- 3 協会の年間登録料等は、次による。

区	分	年 間 登 録 料	
(1) チーム登録	一般チーム、OBチーム	1チーム	10,000円
	少年チーム（学童部・少年部）	1チーム	5,000円
(2) 郡市野球協会員・市町村野球協会員登録		1人	3,000円
(3) 協会役員登録		1人	3,000円
(4) 名誉審判技術指導員・名誉指導員・名誉審判員登録		1人	3,000円
(5) 審判員登録	新規	1人	5,000円
	更新	1人	3,000円
	再登録	1人	4,000円
<p>備 考</p> <p>(1) チーム登録の一般チーム、OBチームにあつては、年間登録料のほかに「全国大会規模開催準備積立金」として、1チーム 1,000円を納入する。</p> <p>(2) 上記(2)、(3)及び(5)の重複登録する場合の年間登録料は、1人 3,000円とする。</p> <p>(3) 郡市野球協会員・市町村野球協会員の登録範囲は、当該野球協会の会員名簿による。</p>			

- 4 上記の年間会費及び年間登録料等は、毎年度予算及び決算に計上し、経理する。

この基準は、平成18年3月5日から施行する。